

別紙 大震災が発生した時のトイレやお風呂の利用について

大きな地震が起きた場合、お住いの家屋が被災して、トイレやお風呂が利用できなくなる場合があります。また、排水先となる公共下水道も被災して、ご家庭から排水が流せなくなる場合があります。大震災の発生に備え、下水道の防災ポイントや携帯トイレの備蓄など、知っておいていただきたい内容をまとめましたので、ご一読いただければと思います。

【はじめに】

1. 下水道の防災ポイント

【事前の備えについて】

2. 宅内の排水設備の点検の方法

3. 携帯トイレやトイレトーパーを備えておきましょう

【震災後の対応について】

4. トイレやお風呂の利用判断について

5. 避難所等のマンホールトイレや仮設トイレ等の利用について

【はじめに】

1. 下水道の防災ポイント

ポイント！ (1) 大きい地震が起きた場合は、トイレやお風呂の利用をお控えください。

(2) 公共下水道の破損により、使用制限を行っている場合があります。

理由は？ (1) 地震による大きな揺れが発生すると・・・

- ① 宅内の排水管や公共下水道管のつなぎ目がずれるときがあります。
- ② 勾配不良が発生し、排水が滞留する場合があります。
- ③ 排水先となる終末処理場が停止している場合があります。

(2) 宅内の排水管が壊れている・公共下水道等が使えないのに無理に流すと・・・

- ① 流した排水が滞留し、トイレや汚水ます等から、排水があふれ出る恐れがあります。

【事前の備えについて】

2. 宅内の排水設備の点検の方法

ポイント！ (1) 普段から詰まりがないか、排水設備(汚水ます)の点検を行いましょう！

※汚水ますとは、排水管の点検を行うために必要な管理用のますです。

① 戸建ての場合

・汚水ますの場所や点検方法^(※)を事前に把握しましょう。

(※**詳細 汚水ますの点検の方法**)

・詰まりを確認した場合は、ご自分で取り除くか、排水管の清掃業者に依頼してください。

② 共同住宅(集合住宅)の場合

・管理会社に、震災時の下水道使用ルールを確認しておきましょう。

3. 携帯トイレやトイレトーパーを備えておきましょう

- ポイント！** (1) 被災して、トイレが利用できなくなった場合を想定して、「携帯トイレ」や「トイレトーパー」は、家族で 7 日以上使う量の備蓄を推奨いたします。

【震災後の対応について】

4. トイレやお風呂などの利用判断について

- ポイント！** (1) 震災後は、宅内の排水設備の点検^(※)と公共下水道の使用制限の実施中であるか確認してください。(※**詳細 汚水ますの点検の方法**)

- (2) 下記①または②に該当する場合は、トイレやお風呂などの利用を控えてください。

- ① 排水設備を点検した結果、汚水ますに排水が滞留している

⇒ **使用不可**

※ 宅内の排水設備の修理は、排水設備業者に依頼してください。

なお、修理費用は、個人の負担になります。

- ② 公共下水道の使用制限が実施されている

⇒ **使用不可**

・震災により、公共下水道管や終末処理場が破損したことで、公共下水道の使用を制限することがあります。(使用制限については、市から周知を行います。)

- (3) (2)①または②に該当する場合は、携帯トイレや避難所のトイレを利用する様にお願いします。なお、携帯トイレで処理した「し尿」は、市が一般ごみとは別に、可燃ごみとして回収します。

5. 避難所等のマンホールトイレや仮設トイレ等の利用について

震災後は、被害の状況により、防災公園や学校等に避難所を開設し、マンホールトイレや仮設トイレ等を設置します。(避難所の開設については、市から周知を行います。)

【この資料の問い合わせ先】

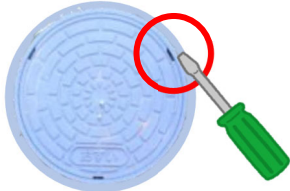
市川市 下水道部 下水道経営課 電話 047-712-6482(直通)

詳細 「汚水ますの点検の方法」

ご自宅の排水設備(トイレやお風呂など)のしよう利用可否を判断するための、汚水ますの点検方法について、説明いたします。

下記の手順に沿って、宅地内の排水設備の利用可否をご確認ください。

■点検の方法

(1) 敷地内では、台所、トイレ、浴室ごとに汚水ますがあります。 ※ 汚水ますの蓋は、マイナスドライバーで開けることができます。	 ・ 一般家庭で、敷地内に汚水ますは、5～10箇所程度あります。 ・ ご家庭用の汚水ます蓋は、直径20cm程度
(2) 蓋を開けて、汚水ますの中を確認します。滞留している場合は、詰まりの原因を取り除いて、滞留が解消するか確認してください。 ※ 汚水ますの中にゴミや汚泥がある場合は、スコップなどで取り除いてください。	 ・ 滞留している場合は、排水設備を利用することができません。 ・ 詰まりを確認した場合は、ご自分で取り除くか、排水管の清掃業者に依頼してください。 ・ 宅内の排水設備の修理は、排水設備業者に依頼してください。
(3) (2)の確認で、滞留が無かった場合、台所から水を流します。	 ・ 水は、1～3リットル程度を目安に流してください。
(4) 汚水ますに、(3)で流した水が流れてくるか確認します。	 重要 ・ <u>水が流れれば、排水設備を利用できます。※</u> ・ <u>水が流れない場合や汚水ますが滞留した状態では、排水設備は利用できません。</u>
(5) 同様に、トイレ、浴室の確認を(3)(4)の手順で行なってください。 <u>汚水ますから、水が流れているのを確認できれば、排水設備を利用できます。※</u> ※ 震災後の復旧期間においては、お住いの地域で、公共下水道の使用制限の実施中であるか確認してから、トイレ等を利用してください。	

- ・ (3)から(5)の確認は、2 名で行なってください。(水を流す人、汚水ますを確認する人)
- ・ 宅内の排水設備の修理に係る費用は、個人負担となります。